

## 7 申告書の作成例

### 【事例1】暦年課税（特例税率）を適用する場合

私は、祖父から現金500万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、贈与の日は令和4年4月1日以後であるところ、私は同年1月1日において18歳以上ですので、「特例税率」<sup>(注)</sup>を適用して暦年課税により申告します。なお、私は、令和3年分の贈与税の申告において、祖父（国税一郎）からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

※ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用する場合、下記①画面で選択した「贈与者の続柄」等により、「特例税率」又は「一般税率」<sup>(注)</sup>の適用の判定は自動で行われます。

(注) 「特例税率」及び「一般税率」については、51ページを参照してください。

### ○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、19ページへ  
(直系尊属ではない贈与者もいる場合は、21ページへ)

※ 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面へのアクセス方法については5～7ページを参照してください。

### ① 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面で、 贈与者の氏名、生年月日、住所などを入力します。

贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、続柄、生年月日及び住所を入力（選択）してください。

選択した続柄により、贈与者が申告される方（財産を取得した方）の直系尊属であるか判定します。

入力が終わったら、「**入力終了（次へ）>**」をクリックしてください。

### ② 一般の贈与がある方の入力（取得財産の入力）画面で、 贈与により取得した財産の種類や価額などを入力します。

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等を選択してください。

この事例では、贈与を受けた財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。

なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスにチェックします。

**参考** 贈与を受けた財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、**計算**をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。

贈与を受けた財産の価額を入力してください。

同じ贈与者から他にも財産の贈与を受けている場合には、「**財産の追加**」をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産を入力してください。

入力が終わったら、「**入力終了（次へ）>**」をクリックしてください。

### ③ 取得財産の入力（一般の贈与） 画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(一般の贈与) 当画面の入力例

贈与者名: 国税 一郎

入力内容を確認してください。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
現金、預貯金等 現金、預貯金等 現金	令和4年9月19日 5,000,000円	修正	削除

一般の贈与（暦年課税）の財産を追加する

< 戻る      入力終了（次へ） >

①及び②の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。

なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ贈与者から他の財産の贈与を受けている場合は、**一般の贈与（暦年課税）の財産を追加する** をクリックすることにより、②の画面が表示されますので、同様に入力してください。

確認が終わったら、**入力終了（次へ）** をクリックしてください。

### ④ 取得財産の入力 画面で、その他の財産がある場合は追加で入力します。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。  
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一郎	特例贈与財産	令和4年9月19日	現金、預貯金等	5,000,000円 円	修正	削除
2							
3							

贈与者を追加する

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

配偶者控除の適用を受ける財産  
(配偶者控除額 最高2,000万円)

相続時精算課税の適用を受ける財産  
(特別控除額 最高2,500万円)

他の贈与者から贈与を受けた財産で、暦年課税の適用を受けるものがある場合には、**贈与者を追加する** をクリックすることにより、①の画面が表示されますので、同様に入力してください。

住宅取得等資金の非課税（58ページ参照）の適用を受ける金額を入力する場合には、**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産** をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例（58ページ参照）の適用を受ける財産を入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産（配偶者控除額 最高2,000万円）** をクリックします。  
なお、不動産番号を入力して登記事項証明書の添付を省略する場合には、併せてチェックボックスにチェックします。

相続時精算課税（53ページ参照）の適用を受ける財産を入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産（特別控除額 最高2,500万円）** をクリックします。

全ての取得財産の入力が終わったら、**入力終了（次へ）** をクリックしてください。

## 5 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。  
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細		財産を取得した年月日
取得年月日 / 取得日 / 取得場所、取得内容		取得年月日
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金		令和4年 9月 19日
		5,000,000円
		円
特例贈与財産の価額の合計額		(1) 5,000,000円
		円
		円
一般贈与財産の価額の合計額		(2) 円
		円
配偶者控除額		(3) 円
暦年課税分の課税価格の合計額		(4) 5,000,000円
基礎控除額		(5) 1,100,000円
(5)の控除後の課税価格		(6) 3,900,000円
(6)に対する税額		(7) 485,000円
外国税額の控除額		(8) 円
医療法人持分税額控除額		(9) 円
差し戻税額		(10) 485,000円
相殺時精算課税分		
相殺時精算課税分の課税価格の合計額		(11) 円
相殺時精算課税分の差し戻税額の合計額		(12) 円

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「納税猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

課税価格の合計額	(13) 5,000,000円
差し戻税額の合計額	(14) 485,000円
農地等納税猶予税額	(15) 円
株式等納税猶予税額	(16) 円
特例株式等納税猶予税額	(17) 円
医療法人持分納税猶予税額	(18) 円
事業用資産納税猶予税額	(19) 円
申告期限までに納付すべき税額	(20) 485,000円

あなたが令和5年3月15日(水)までに納付すべき令和4年分の贈与税額は  
**485,000円**です。

【ご注意ください】  
 「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書のほか、「**受贈者の戸籍の謄本又は抄本**」その他の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

なお、過去に特例税率の適用を受けるためにあなたとその贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を提出している場合には、右の「**過去の贈与税の申告状況の入力**」ボタンをクリックしてください。

過去の贈与税の申告状況の入力

< 戻る    ここまでの入力内容を保存する    **入力終了(次へ) >**

贈与を受けた財産について入力した内容が表示されますので確認してください。

**計算結果の確認** をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の **控除額の入力** をクリックし、控除額を入力してください。

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人の持分の納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の **納税猶予税額の入力** をクリックし、納税猶予税額を入力してください。

納付すべき贈与税額が表示されますので確認してください。

「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、**贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類**でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において、同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるため当該書類を提出している場合には、**過去の贈与税の申告状況の入力** をクリックして過去の贈与税の申告状況を入力すれば、当該書類を重ねて提出する必要はありません。詳しくは51ページをご覧ください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

**⑥ 住所・氏名等の入力** 画面で、住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。

住所・氏名等の入力

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。  
 ※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。  
 各納付方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
電子納税	e-Taxを利用してダイヤル外納付又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	令和5年3月15日(水)	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります。
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払サイト」(外部サイト)上での手順により、納付委託者へ国税の納付を委託する方法です。 <注意事項> クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和5年3月15日(水)	納付税額に応じた決済手数料がかかります ※決済手数料は国の収入になるものではありません。
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。納付書は一部の金融機関及び全国の税務署の窓口で用意しています。	令和5年3月15日(水)	不要です

通知方法の選択

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxでの通知を希望しますか？  
 はい  いいえ  
 ※ e-Taxへ通知が接続された場合、e-Taxにご登録いただいているメールアドレスへお知らせします。登録していない場合は、e-Taxにログインし登録することができます。  
[通知書の確認方法はこちら](#)  
 ※ e-Taxでの通知ができない場合は、書面で通知書が送付されます。

住所・氏名等

※ 所得税等で納税地の届出をされている方は、こちらをご参照ください。

- 郵便番号  
※ 「住所検索」ボタンをクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。  
※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。
- 住所  
※ 郵便番号から検索できなかった方は、「市区町村選択」ボタンをクリックして都道府県市区町村を選択してください。  
※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。
- 申告書等を提出する税務署名  
税務署の所在地及び管轄区域
- 申告書等を提出する年月日
- あなた(財産を取得した方)の氏名 フリガナ
- あなた(財産を取得した方)の氏名 漢字
- マイナンバー(個人番号)  
※ マイナンバーカードなどから確認して入力してください。
- 職業
- 電話番号

100 - 0019 [住所検索]

都道府県市区町村 東京都千代田区 [市区町村選択]

都道府県: 東京都 税務署名: 国町 税務署

令和 5 年 2 月 3 日

[全角カナ11文字以内] セイ: コウセイ (制) コセイ  
 [全角10文字以内] 姓: 国税 (制) 国税  
 名: 社太郎 (制) 太郎

[半角数字4桁] - [半角数字4桁] - [半角数字4桁]  
 0000 - 0000 - 0000  
 マイナンバーの入力値を表示する。

[全角11文字以内] 会社員 (制) 会社員

[半角数字合計14桁以内] 090 - 0000 - 0000

< 戻る 次へ > [申告書等作成終了]

納付手続は様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納期限までに納付手続を行ってください。

※ 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんのでご注意ください。

この申告書に係る通知等がある場合に、e-Taxでの通知を希望するときは、「はい」を選択してください(ID・パスワード方式で申告書を送信する場合等には、この選択画面は表示されません。)

あなた(財産を取得した方)の

①郵便番号  
 ※ **住所検索** をクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県及び税務署名が自動的に入力されます。

②住所  
 ※ 郵便番号から検索できなかった方は、**市区町村選択** をクリックして都道府県市区町村を選択してください。

③申告書等を提出する税務署名

④申告書等を提出する年月日  
 ※ 書面提出の場合は、提出時に手書きしても差し支えありません。

⑤氏名のフリガナ

⑥氏名の漢字

⑦マイナンバー(個人番号)  
 ※ マイナンバーカードなどから確認して入力してください。

⑧職業

⑨電話番号

について、入力してください。

入力が終わったら、**申告書等作成終了** をクリックしてください。

画面の案内に沿って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署等に提出してください(2ページ参照)。

○ 手書きで作成する場合

提出用

税務署 提出 明治 1 大正 2 昭和 3 平成 4 令和 5

〒×××-×××× (電話 090 - ×××× - ××××)  
 住所 千代田区霞が関〇〇丁目〇番〇号  
 ABCビル585号室

フリガナ コクセ イ ソウタロウ

氏名 国税 壮太郎

個人番号又は法人番号 ××××〇〇〇△△△△

生年月日 3 5 8 0 9 2 5 職業 会社員

整理番号 名簿

補完

申告書提出年月日

災害等延長年月日

出国年月日

死亡年月日

財産細目コード

短期処理

確認厚紙

訂正

修正枚数

FD 4 7 5 1

令和 0 4 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) 修正

令和 5 年 2 月 3 日提出

第一表 (令和4年分以降用)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

過去に特例税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

転記します。

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

取得した財産の明細

種類 現金、預貯金等

場所 在 場所等

取得した年月日 令和 0 4 年 0 9 月 1 9 日

財産取得の年 令和 0 4 年

取得した財産の価額(課税価格) 5 0 0 0 0 0 0

過去に贈与税の申告状況 平成 0 3 年分 麹町 署

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

取得した財産の明細

種類

場所

取得した年月日

財産取得の年

取得した財産の価額(課税価格)

過去に贈与税の申告状況

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 5 0 0 0 0 0 0

取得した財産の明細

種類

場所

取得した年月日

財産取得の年

取得した財産の価額(課税価格)

過去に贈与税の申告状況

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(税減2,000万円) ③

贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円

贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号を記入してください。

【合計欄】 (単位:円)

暦年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③)) ④ 5 0 0 0 0 0 0

基礎控除額 ⑤ 1 1 0 0 0 0 0

⑥の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥ 3 9 0 0 0 0 0

⑥に対する税額 ⑦ 4 8 5 0 0 0

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩ 4 8 5 0 0 0

相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の①の金額の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額) ⑫

この申告が修正申告である場合の異動の内容等)

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法書提出 30条 33条の2

通信日付印

確認

課税価格の合計額 (①+②+③) ⑬ 5 0 0 0 0 0 0

差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫) ⑭ 4 8 5 0 0 0

農地等納税猶予税額 ⑮ 0 0

株式等納税猶予税額 ⑯ 0 0

特別株主等納税猶予税額 ⑰ 0 0

医療法人持分納税猶予税額 ⑱ 0 0

事業用資産納税猶予税額 ⑲ 0 0

申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲) ⑳ 4 8 5 0 0 0

この申告書の申告期限までに納付すべき税額 ㉑ 0 0

修正前の申告期限までに納付すべき税額 ㉒ 0 0

申告期限までに納付すべき税額 ㉓ 0 0

差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (⑲-㉑) ㉔ 0 0

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉒-㉓) ㉕ 0 0

税務署整理欄(記入しないでください。) 表務的修正期限 年 月 日

(第5-10-1-1-A4様式) (令4.12)

一般の贈与

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

過去に特例税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

転記します。

「特例贈与財産」(51ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、60ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

## 贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません。)

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

### ● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳<sup>(註)</sup>以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

(注) 「18歳」とあるのは、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000 円
基礎控除額	B	1,100,000 円
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	3,900,000 円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	D	485,000 円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。〕

A 6,000,000 円 - B 1,100,000 円 = C 4,900,000 円  
C 4,900,000 円 × 20% (特例税率) - 300,000 円 (控除額) = D 680,000 円

### 【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入すれば、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格\*が3,000千円を超えるとき

※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

令和4年分用

(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

特例贈与財産の価額の合計額(A 5,000,000 円)から基礎控除額(B 1,100,000 円)を控除した課税価格(C 3,900,000 円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000 円)を使用して贈与税額(D 485,000 円)を計算します。

### 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(51ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、60ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私は、母から現金 300 万円、兄から上場株式 500 株の贈与を受けました。  
 母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。贈与の日は令和 4 年 4 月 1 日以後であるところ、私は同年 1 月 1 日において 18 歳以上ですので、「一般税率」及び「特例税率」<sup>(注)</sup>を適用して暦年課税により申告します。  
 なお、私は、母(甲野花子)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。  
 (注) 「一般税率」及び「特例税率」については、51 ページを参照してください。

一般の贈与

神奈川 税務署長 令和 04 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) 修正 F D 4 7 5 1

提出用 税務署 受付印 明治 1 昭和 3 平成 4 令和 5

住所 横浜市港北区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノ オサム

氏名 甲野 修

個人番号又は法人番号 〇〇〇〇××××××××

生年月日 3 4 5 0 5 2 4 職業 自営業

整理番号 名簿

補完

申告書提出年月日 財産細目コード

短期処理 訂正戻戻枚数

確定開示済修正枚数

第一表 (令和 4 年分以降用)

私は、租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 第 1 項又は第 3 項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日

取得した財産の種類 取得した財産の場所等 取得した財産の取得年月日

住所 目黒区〇〇△丁目×番×号 現金、預貯金等 現金 令和 04 年 09 月 25 日

フリガナ コウノ ハナコ

氏名 甲野 花子 続 2

生年月日 3 1 9 1 1 0 4 続 2

住所 目黒区〇〇△丁目×番×号

過去の贈与税の申告状況 平成 令和 年分 署

取得した財産の種類 取得した財産の場所等 取得した財産の取得年月日

住所 世田谷区〇〇△丁目×番×号 有価証券 上場株式等 〇〇株式会社 令和 04 年 04 月 15 日

フリガナ コウノ タケシ

氏名 甲野 武 続 8

生年月日 3 4 3 1 2 2 4 続 8

住所 千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店

過去の贈与税の申告状況 平成 令和 年分 署

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 3 0 0 0 0 0 0

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ② 1 5 0 0 0 0 0

配偶者控除額(右の事実該当する場合には、□に印を記入します。私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高 2,000 万円) ③

贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額

不動産番号 1 件目 2 件目

暦年課税分(③の控除後の課税価格)

【合計欄】 (単位:円)

暦年課税分の課税価格の合計額(①)+(②)-(③) ④ 4 5 0 0 0 0 0

基礎控除額 ⑤ 1 1 0 0 0 0 0

⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥ 3 4 0 0 0 0 0

⑥に対する税額(贈与税の速算表を使用してください) ⑦ 4 1 6 6 6 6

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額(⑦-(⑧)-(⑨)) ⑩ 4 1 6 6 6 6

相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の金額の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の金額の合計額) ⑫

(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税務士法書面提出 30 条 33 条 02

通信日付印

確認

課税価格の合計額(①)+(②)+(⑩) ⑬ 4 5 0 0 0 0 0

差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩)+(⑫) ⑭ 4 1 6 6 0 0 0

農地等納税猶予税額 ⑮ 0 0 0 0 0

株式等納税猶予税額 ⑯ 0 0 0 0 0

特例株式等納税猶予税額 ⑰ 0 0 0 0 0

医療法人持分納税猶予税額 ⑱ 0 0 0 0 0

事業用資産納税猶予税額 ⑲ 0 0 0 0 0

申告期限までに納付すべき税額(⑬)-(⑭)-(⑮)-(⑯)-(⑰)-(⑱) ⑳ 4 1 6 6 0 0 0

申告書修正前の申告書で申告するべき税額(納付すべき税額) ㉑ 0 0 0 0 0

申告書修正前の申告書で申告するべき税額の増加額(⑬)-(㉑) ㉒ 0 0 0 0 0

申告期限までに納付すべき税額の増加額(⑳)-(㉒) ㉓ 0 0 0 0 0

転記します。

税務署整理欄(記入しないでください) 義務的修正期限 年 月 日

( 税 5 - 1 0 - 1 - 1 - A 4 統 - ) ( 令 4 - 1 2 )

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。

「特例贈与財産」及び「一般贈与財産」（いずれも51ページ参照）の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、61ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」の「○特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

## 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するもので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

### ● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	1,500,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】 (申告書第一表の④の金額)	D	4,500,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Dの控除後の課税価格【D-E】 (申告書第一表の⑥の金額)	F	3,400,000円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	G	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	H	273,333円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	I	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-C)/D】	J	143,333円
税額 (H+I) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	416,666円

（例）特例贈与財産 5,000,000 円及び一般贈与財産 10,000,000 円を取得した場合

特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額 (G及びH欄の計算)  
 $F \times 40\% - C = 1,900,000$ 円 (控除額) = G 3,660,000円  
 $G \times A / D = 410,000 \times 5,000,000 / 4,500,000 = 455,556$ 円 (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。  
 H 1,220,000円
- 一般贈与財産に対応する税額 (I及びJ欄の計算)  
 $F \times 45\% - 1,750,000$ 円 (控除額) = I 4,505,000円  
 $I \times (B - C) / D = 430,000 \times (10,000,000 - 0) / 15,000,000 = 2,866,667$ 円 (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。  
 J 3,003,333円
- 贈与税額の計算 (K欄の計算)  
 $H + J = 1,220,000 + 3,003,333 = 4,223,333$ 円

令和4年分用

（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）

#### 【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において18歳<sup>(注)</sup>以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

（注）「18歳」とするのは、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

#### 【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額 (A)3,000,000 円) と一般贈与財産の価額 (B)1,500,000 円) の合計額 (D)4,500,000 円) から基礎控除額 (E)1,100,000 円) を控除した課税価格 (F)3,400,000 円) に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額 (G)410,000 円・I)430,000 円) について、それぞれの財産の価額に対応する税額 (H)273,333 円・J)143,333 円) を計算し、その合計額 (K)416,666 円) を計算します。



### 【事例3】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地（宅地）の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例<sup>(注1)</sup>の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」<sup>(注2)</sup>を適用して暦年課税により申告します。

- (注) 1 特例の概要については、58ページを参照してください。  
2 「一般税率」については、51ページを参照してください。

## ○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、26ページへ

※ 贈与税の配偶者控除の特例要件チェック画面へのアクセス方法については5～7ページを参照してください。

## ① 贈与税の配偶者控除の特例要件チェック画面で、 贈与税の配偶者控除の特例についての適用要件をチェックします。

贈与を受けた財産の種類にチェックを入れてください。贈与を受けた財産が複数ある場合は、該当する種類の全てにチェックを入れてください。

既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックし、次の画面に進んでください。

以降の質問事項のチェックを省略することができます。

特例適用要件を確認済でない場合は、質問事項について「はい」又は「いいえ」を選択してください。

入力が終わったら、「入力終了(次へ)」をクリックしてください。

## ② 配偶者控除の入力（贈与者情報の入力）画面で、 贈与者の氏名、続柄、生年月日などを入力します。

贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、続柄、生年月日及び住所を入力（選択）してください。

入力が終わったら、「入力終了(次へ)」をクリックしてください。

### ③ 配偶者控除の入力（受贈財産の入力） 画面で、 贈与により取得した財産の種類や価額などを入力します。

配偶者控除の入力(受贈財産の入力) 当画面の入力例

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。  
[1/6件目を入力中]

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日  
【必須】 令和 4 年 5 月 8 日

(2) 贈与を受けた財産の種類  
【必須】 ①種類 土地(路線価地帯)

(3) 贈与を受けた財産の細目  
【必須】 ②細目 宅地

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は名称等  
③利用区分 自用地区  
④(全角60文字以内) 神戸市中央区○○△丁目△番

(5) 財産の所在地  
※登記事項利用簿に記載されている所在地及び地目又は家屋番号を入力してください。  
※持分平等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。  
※取得の所在地が異なる場合は、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

(6) 贈与を受けた財産の不動産番号  
【必須】 ⑧(半角18文字) ○○○○××××☆☆☆☆

2 不動産の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。 財産の評価方法はこちら

計算ボタンをクリックすると、③の【財産の価額】に反映されます。

財産の数量(㎡)  
※ 前分前の数量と持分割合を入力して計算することもできます。 ⑤(10桁以内) 165,000 (㎡)

持分割合  
※ 持分割合を入力して計算します。⑥(各7桁以内) 1 / 2

財産の単価  
(路線価方式の土地の1㎡当たり) ⑦(10桁以内) 270,000 円 計算

固定資産税評価額  
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合のみ入力してください。  
※ 前分前の評価額と持分割合を入力して計算することもできます。

持分割合  
※ 持分割合を入力して計算します。⑧(各7桁以内)

固定資産税評価額に掛ける倍率  
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合のみ入力してください。

④(4桁以内) 倍 計算

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額 ⑧(10桁以内) 22,275,000 円

※ 贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

財産の追加

入力終了(次へ) >

戻る 入力内容をクリア

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は名称等、④所在地を選択(入力)してください。この事例では、贈与を受けた財産は宅地と家屋ですので、最初に宅地に関する情報を入力します。

7ページの「②取得財産の入力」画面で「登記事項証明書添付を省略する」にチェックを入れた場合は、「(6) 贈与を受けた財産の不動産番号」の項目が表示されますので、贈与を受けた財産の不動産番号を入力してください。

贈与を受けた財産の⑤数量、⑥持分割合(持分がある場合)、⑦単価を入力してください。入力後 **計算** ボタンをクリックすると、⑧「財産の価額」欄に自動的に計算結果が表示されます。

この事例では、最初に宅地に関する情報を入力します。⑤財産の数量については宅地の面積を、⑦財産の単価については路線価方式の土地の1㎡当たりの単価(注)を入力します。

(注) 原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後の価額となります。贈与財産の評価については56ページを参照してください。

同じ贈与者から他にも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産を入力してください。

この事例では、宅地に関する情報を全て入力し、**財産の追加** をクリックした後、家屋に関する情報を入力します。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

### ④ 取得財産の入力 画面で、その他の財産がある場合は追加で入力します。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
住宅取得資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。  
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了時点で、他の項目を選択して入力することができます。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。

配偶者控除の特例の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1		土地 宅地 自用地区	令和4年5月8日 22,275,000円	修正	削除
2	丙本 三郎	家屋 家屋 自用家屋	令和4年5月8日 745,600円	修正	削除
3					

配偶者控除の特例の適用を受ける財産を追加する

※登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の特例を併用する

②及び③の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。

なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

配偶者控除の特例の適用を受ける財産を追加する場合には、**配偶者控除の特例の適用を受ける財産を追加する** をクリックすることにより、①の画面が表示されますので、同様に入力してください。

次のページへ

配偶者控除

一般の贈与（暦年課税）の財産を入力する場合には、**一般の贈与（基礎控除額 110万円）** をクリックします。

住宅取得等資金の非課税（58ページ参照）の適用を受ける金額を入力する場合には、**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産** をクリックします。

相続時精算課税（53ページ参照）の適用を受ける財産を入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産（特別控除額 最高 2,500万円）** をクリックします。

全ての取得財産の入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

**5 贈与税額計算結果表示** 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果（申告書第一表）は以下のとおりです。

暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分 / 銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額
i 特別贈与財産分	
特別贈与財産の合計額	(1) 円
土地 / 宅地 / 自用地	令和4年 5月 8日 22,275,000円
家屋 / 家屋 / 自家用家屋	令和4年 5月 8日 745,600円
ii 暦年課税分	
一般贈与財産の合計額	(2) 23,020,600円
配偶者控除額	(3) 20,000,000円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4) 3,020,600円
基礎控除額	(5) 1,100,000円
(5)の控除後の課税価格	(6) 1,920,000円
(6)に対する税額	(7) 192,000円
外国税額の控除額	(8) 控除額の入力 円
医療法人持分税額控除額	(9) 控除額の入力 円
差引税額	(10) 192,000円
iii 相続時精算課税分	
相続時精算課税分の課税価格の合計額	(11) 円
相続時精算課税分の差引税額の合計額	(12) 円
農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特別株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。	
課税価格の合計額	(13) 23,020,600円
差引税額の合計額	(14) 192,000円
農地等納税猶予税額	(15) 猶予税額の入力 円
株式等納税猶予税額	(16) 猶予税額の入力 円
特別株式等納税猶予税額	(17) 猶予税額の入力 円
医療法人持分納税猶予税額	(18) 猶予税額の入力 円
事業用資産納税猶予税額	(19) 猶予税額の入力 円
申告期限までに納付すべき税額	(20) 192,000円

あなたが令和5年3月15日(水)までに納付すべき令和4年分の贈与税額は  
192,000 円 です。

確認が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

**ご注意ください**  
贈与税額が0円であっても、**贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合には、申告が必要です。**

**6 住所・氏名等の入力** 画面で、住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します（18ページ参照）。

画面の案内に沿って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署等に提出してください（2ページ参照）。

○ 手書きで作成する場合

神戸 税務署長 令和04年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) 修正 FD 4 7 5 1

提出用	住所 〒×××-×××× (電話 ××× - ××× - ××××) 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	整理番号	名簿
税務署 交付印	フリガナ ヘイモト キョウコ	補完	事案
明治1	氏名 丙本 京子	申告書提出 年月日	財産 細目 コード
大正2	個人番号 又は 法人番号 ××××△△△△××××	災害等延長 年月日	短期 処理 訂正 作成 区分
昭和3	生年月日 3 2 1 0 2 2 0	出園年月日	確認 印 修正 枚数
平成4	職業 無職	死亡年月日	
令和5			

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日
住所			令和 年 月 日
取得した財産の明細			
過去の贈与税の申告状況	平成 年分	申告	過去に、特別税率の適用を受けるために左記の贈与者との関係を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。
取得した財産の明細			令和 年 月 日
過去の贈与税の申告状況	平成 年分	申告	過去に、特別税率の適用を受けるために左記の贈与者との関係を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

特別贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①

種類	細目	利用区分・銘柄等	取得した年月日	面積	価格	その他
土地	宅地	自用	令和04年05月08日	222.75	0000	
取得した財産の明細						
過去の贈与税の申告状況	平成 年分	申告	過去に、特別税率の適用を受けるために左記の贈与者との関係を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。			
取得した財産の明細						
過去の贈与税の申告状況	平成 年分	申告	過去に、特別税率の適用を受けるために左記の贈与者との関係を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。			

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②

配偶者控除額 (右の事実に該当する場合には、 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)  
(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) (最高2,000万円) ③ 23,020,600円

【合計欄】	(単位:円)	暦年課税分 (③の控除後の課税価格)	III 合計
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③))	④	3020600	課税価格の合計額 (①+(②+①)) ⑬ 23020600
基礎控除額	⑤	1100000	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑬-⑭) ⑭ 1920000
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥	1920000	農地等納税額 ⑮ 000
⑥に対する税額 (贈与税の速算表を使用して計算します。)	⑦	192000	株式等納税額 ⑯ 000
外国税額の控除額	⑧		特例株式等納税額 ⑰ 000
医療法人持分税額控除額	⑨		医療法人持分納税額 ⑱ 000
差引税額 (⑦-(⑧-⑨))	⑩	192000	事業用資産納税額 ⑲ 000
相対時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	⑪		申告期限までに納付すべき税額 (⑩-(⑮-⑯)-⑰-⑱) ⑳ 1920000
相対時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	⑫		差引税額の合計額 (納付すべき税額) ㉑ 000
(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)			納税額合計 ㉒ 000
			申告期限までに納付すべき税額 ㉓ 000
			差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (㉒-㉓) ㉔ 000
			申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉓-㉔) ㉕ 000
			修正申告の申告書である場合の申告書の修正額 (納付すべき税額)の増加額 (㉔-㉕) ㉖ 000
			申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉕-㉖) ㉗ 000
			申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉖-㉗) ㉘ 000
			申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉗-㉘) ㉙ 000

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号 税務署整理欄(記入しないでください) 義務的修正期限 年 月 日 (昭 5-10-1-1-A 4 続) (令 4.1.2)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入し、配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

贈与により取得した不動産に係る不動産番号を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略することができます(27ページの「贈与税の配偶者控除の特例の添付書類」の※参照)。

配偶者控除の金額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。)

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、60、61ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」をご活用ください。

相対時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

配偶者控除

## 令和4年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和4年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	はい	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	はい	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	はい	
		いいえ	
4	【3で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	はい
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	はい	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	はい	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を令和5年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	はい	いいえ
8	6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和5年3月15日までに居住する見込みですか。	はい	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	はい	いいえ

## 贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添付書類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。）
3	登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 ※ 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。

【事例4】相続時精算課税を適用する場合

私は、祖母から宅地（自用地、路線価地域）と上場株式 5,000 株の贈与を受けました。  
 贈与の日は令和4年4月1日以後であるところ、同年1月1日において祖母は60歳以上、孫である私は18歳以上ですので、相続時精算課税<sup>(注)</sup>を選択して申告します。  
 (注) 制度の概要については、53ページを参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、32ページへ

※ 特定贈与者（財産をあげた方）等の入力 画面へのアクセス方法については5～7ページを参照してください。

1 特定贈与者（財産をあげた方）等の入力 画面で、  
 特定贈与者の氏名、住所、生年月日などを入力します。

特定贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、住所、生年月日及び続柄を入力（選択）するとともに、(6)及び(7)の質問事項について「はい」又は「いいえ」を選択してください。  
 選択した内容に基づき、特定贈与者が申告される方（財産を取得した方）の直系尊属であるか判定します。

年の途中で(1)の特定贈与者の推定相続人又は孫となった方は、養子縁組などの「推定相続人又は孫となった理由」及び「推定相続人又は孫となった年月日」を入力してください。

過去に(1)の特定贈与者からの贈与について、相続時精算課税の適用を受けたことがある方は、その過去に特定贈与者から贈与を受けた財産（相続時精算課税の適用を受けた財産に限ります。）の申告状況について入力してください。

入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

**参考**  
 推定相続人とは、相続が開始した場合に、第一順位で相続人となるべき者をいいます。  
 例えば、配偶者と子と孫がいる場合には、配偶者と子が推定相続人となります（相続時精算課税では、贈与を受けた年の1月1日現在で18歳<sup>(注)</sup>以上の直系卑属である推定相続人又は孫が対象となりますので、この場合には子と孫について適用を受けることができます。）  
 (注) 「18歳」とあるのは、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

## ② 相続時精算課税適用財産の入力 画面で、

贈与により取得した財産の種類や金額などを入力します。

相続時精算課税適用財産の入力

当画面の入力例

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

[1/30件目を入力中]

1 贈与を受けた財産について入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日  
【必須】 令和 4 年 7 月 8 日

(2) 贈与を受けた財産の種類  
【必須】 ① 種類 土地(路線価地域)

(3) 贈与を受けた財産の細目  
② 細目 宅地

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄  
名称等 ③ 利用区分 ④ 銘柄・名称等 自用地

(5) 財産の所在地  
※ 贈与者、受贈者及び生命保険金等の場合、会社名等の名称、支店名、所在地等を入力してください。  
※ 財産の所在地が国外である場合には、本ページのポップアップにチェックを入れてください。

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。

計算ボタンをクリックすると、3の[財産の価額]に反映されます。

財産の数量(m<sup>2</sup>、株数等)  
※ あらかじめ数量と持分割合を入力して計算することもできます。 ⑤ [10桁以内] 8850 (m<sup>2</sup>、株数等)

持分割合  
※ 持分割合を入力して計算します。○はい ●いいえ ⑥ [0.0000000000] / [0.0000000000]

財産の単価  
(路線価方式の土地の1m<sup>2</sup>当たり、株式の1株当たり) ⑦ [10桁以内] 300,000 円 計算

固定資産税評価額  
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の価額の場合作り込みして入力してください。  
※ あらかじめ数量と持分割合を入力して計算することもできます。

持分割合  
※ 持分割合を入力して計算します。○はい ●いいえ

固定資産税評価額に掛ける倍数  
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の価率の場合にのみ入力してください。

⑧ [10桁以内] 円 [4桁以内] 倍 計算

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額 ⑧ [10桁以内] 25,950,000 円

※ 特定贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

戻る 入力内容をクリア 財産の追加 入力終了(次へ) >

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等、④所在地を選択(入力)してください。

この事例では、贈与を受けた財産は宅地と上場株式ですので、最初に宅地に関する情報を入力します。①種類については「土地(路線価地域)」、②細目については「宅地」、③利用区分又は銘柄・名称等については「自用地」を選択し、④所在地を入力します。

贈与を受けた財産の⑤数量、⑥持分割合(持分がある場合)、⑦単価を入力してください。

入力後「計算」ボタンをクリックすると、⑧「財産の価額」欄に自動的に計算結果が表示されます。

この事例では、最初に宅地に関する情報を入力します。⑤財産の数量については宅地の面積を、⑦財産の単価については路線価方式の土地の1m<sup>2</sup>当たりの単価(注)を入力します。

(注) 原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後の価額となります。贈与財産の評価については56ページを参照してください。

### 参考

「(2) 贈与を受けた財産の種類」について「土地(倍率地域)」を選択した場合は、「固定資産税評価額」欄に土地の固定資産税評価額を入力します。「持分割合」欄は持分がある場合に「はい」を選択後、持分割合を入力します。「固定資産税評価額に掛ける倍数」欄には固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を入力します。

入力が終わったら、「入力終了(次へ) >」をクリックしてください。

同じ贈与者から他にも財産の贈与を受けている場合には、「財産の追加」をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産を入力してください。

この事例では、宅地に関する情報を全て入力し、「財産の追加」をクリックした後、上場株式に関する情報を入力します。①種類については「有価証券」、②細目については「上場株式等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については上場株式の銘柄、④所在地については金融機関の名称・支店名、⑤財産の数量については株数、⑦財産の単価については株式の一株当たりの単価を入力します。

### ③ 取得財産の入力（相続時精算課税）画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(相続時精算課税) 当画面の入力例

特定贈与者名: 乙沢 陽子

入力内容を確認してください。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

特別控除額を控除する財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 取得年月日	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
土地 宅地 自用地	令和4年7月3日 25,950,000円	修正	削除
有価証券 上場株式等 〇〇株式会社	令和4年10月16日 1,450,000円	修正	削除

相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する

< 戻る

入力終了(次へ) >

①及び②の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。  
なお、「修正」又は「削除」をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ特定贈与者から他の財産の贈与を受けている場合には、「相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する」をクリックすることにより、②の画面が表示されますので、同様に入力してください。

確認が終わったら、「入力終了(次へ)」をクリックしてください。

### ④ 取得財産の入力画面で、その他の財産がある場合は追加で入力します。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。  
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力結果表

No.	特定贈与者	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	乙沢 陽子	令和4年7月3日	土地	25,950,000円	修正	削除
		令和4年10月16日	有価証券	1,450,000円		

特定贈与者を追加する

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

一般の贈与 (基礎控除額 110万円)

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高2,000万円)

入力終了(次へ) >

他の特定贈与者から贈与により財産を取得している場合には、「特定贈与者を追加する」をクリックすることにより、①の画面が表示されますので、同様に入力してください。

一般の贈与(暦年課税)の財産を入力する場合には、「一般の贈与(基礎控除額 110万円)」をクリックします。

住宅取得等資金の非課税(58ページ参照)の適用を受ける金額を入力する場合には、「住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産」をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例(58ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、「配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)」をクリックします。

なお、不動産番号を入力して登記事項証明書の添付を省略する場合には、併せてチェックボックスにチェックします。

全ての財産の入力が終わったら、「入力終了(次へ)」をクリックしてください。



5

贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。  
 既存課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。  
 なお、相続時精算課税分に係る外国税額の控除額のある方は、「相続時精算課税の計算結果を見る」ボタンから入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 科目 / 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額
特例贈与財産の合計額 (1)	円
一般贈与財産の合計額 (2)	円
配偶者控除額 (3)	円
暦年課税分の課税価額の合計額 (4)	円
基礎控除額 (5)	円
(5)の控除後の課税価額 (6)	円
(6)に対する税額 (7)	円
外国税額の控除額 (8) <input type="button" value="控除額の入力"/>	円
医療法人持分税額控除額 (9) <input type="button" value="控除額の入力"/>	円
差引税額 (10)	円
<b>II 相続時精算課税分</b>	
相続時精算課税分の課税価額の合計額 (11)	27,400,000円
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (12)	480,000円
<input type="button" value="相続時精算課税の計算結果を見る"/>	
<small>※ 相続時精算課税分に係る外国税額の控除額のある方は、上のボタンから入力してください。</small>	
農地等の納税者、株式等の納税者、特別株式等の納税者、医療法人持分納税者又は事業用資産の納税者の納税者の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「納税者税額の入力」ボタンをクリックし、納税者税額を入力してください。	
課税価額の合計額 (13)	27,400,000円
差引税額の合計額 (14)	480,000円
農地等納税者税額 <input type="button" value="納税者税額の入力"/>	円
株式等納税者税額 <input type="button" value="納税者税額の入力"/>	円
特別株式等納税者税額 <input type="button" value="納税者税額の入力"/>	円
医療法人持分納税者税額 <input type="button" value="納税者税額の入力"/>	円
事業用資産納税者税額 <input type="button" value="納税者税額の入力"/>	円
申告期限までに納付すべき税額 (20)	480,000円

贈与を受けた財産について入力した内容に基づく金額が表示されますので確認してください。

をクリックすると、相続時精算課税の計算明細書を確認することができます。  
 相続時精算課税分に係る外国税額の控除額を入力される方についても  をクリックしてください。

確認が終わったら、 をクリックしてください。

**ご注意ください**

贈与税額が0円であっても、  
**相続時精算課税の適用を受ける場合には、  
 期限内申告が必要です。**

相続時精算課税

6

住所・氏名等の入力 画面で、  
 住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。  
 (18ページ参照)

画面の案内に沿って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署等に提出してください(2ページ参照)。

○ 手書きで作成する場合

板橋 税務署長 令和 04 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) 修正 FD 4 7 5 1

提出用 税務署 受理印

住所 〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXX-XXXX) 板橋区〇〇△丁目×番×号

フリガナ オツサワ ハナコ

氏名 乙沢 花子

個人番号又は法人番号 △△△△××××××××

生年月日 3 6 1 0 8 2 8 職業 自営業

事務整理番号 名簿

補完

申告書提出年月日

災害等延長年月日

出国年月日

死亡年月日

財産細目コード

短期処理

確認

訂正

修正枚数

相続時精算課税

第一表 (令和4年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。)

i 特例贈与財産分

取得した財産の明細

住所

氏名

生年月日

過去の贈与税の申告状況

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

特例贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ①

ii 一般贈与財産分

取得した財産の明細

住所

氏名

生年月日

過去の贈与税の申告状況

令和 年 月 日

令和 年 月 日

一般贈与財産の価額の合計額 (課税価格) ②

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)

配偶者控除額 (円) ③

【合計欄】 (単位:円)

暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③) ④

基礎控除額 ⑤ 1 1 0 0 0 0 0

⑥の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥ 0 0 0

⑥に対する税額 ⑦

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩

相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の金額の合計額) ⑪ 2 7 4 0 0 0 0 0

相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の金額の合計額) ⑫ 4 8 0 0 0 0

課税価格の合計額 (①+②+⑪) ⑬ 2 7 4 0 0 0 0 0

差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫) ⑭ 4 8 0 0 0 0 0

農地等納税額 ⑮ 0 0

株式等納税額 ⑯ 0 0

特例株式等納税額 ⑰ 0 0

医療法人持分納税額 ⑱ 0 0

事業用資産納税額 ⑲ 0 0

申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑳ 4 8 0 0 0 0 0

修正申告書の提出による申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑳-㉑) ㉒ 0 0

修正申告書の提出による申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉒-㉓) ㉔ 0 0

修正申告書の提出による申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉔-㉕) ㉖ 0 0

税務署整理番号 (記入しないでください) 義務的修正期限 年 月 日

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

○ 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」(34ページ参照)の提出が必要となります。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(58ページ参照)の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

令和 04 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) 修正

FD 4 7 3 7

提出用

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>税務署 受付 印</span> <span>受贈者の氏名 <b>乙沢 花子</b></span> </div>																																								
次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位:円)																																								
特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>○フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。</small> 住所 <b>豊島区〇〇△丁目△番△号</b> フリガナ <b>オツサワ ヨウコ</b> 氏名 <b>乙沢 陽子</b> 続柄 4 ← 父 1、母 2、祖父 3 祖母 4、1~4以外 5 生年月日 3   1   3   0   1   1   0 <small>↑ 明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4</small>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">細目</th> <th rowspan="2">利用区分・銘柄等</th> <th colspan="4">財産を取得した年月日</th> </tr> <tr> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>固定資産税評価額</th> <th>倍数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>宅地</td> <td>自用</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">令和 04 年 07 月 03 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>板橋区〇〇△丁目×番</td> <td></td> <td>86.50㎡</td> <td>300,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>上場株式等</td> <td>〇〇株式会社</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">令和 04 年 10 月 16 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店</td> <td></td> <td>5,000株</td> <td>290</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日				数量	単価	固定資産税評価額	倍数	土地	宅地	自用	令和 04 年 07 月 03 日					板橋区〇〇△丁目×番		86.50㎡	300,000			有価証券	上場株式等	〇〇株式会社	令和 04 年 10 月 16 日					千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店		5,000株	290		
種類	細目				利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日																																		
		数量	単価	固定資産税評価額		倍数																																		
土地	宅地	自用	令和 04 年 07 月 03 日																																					
	板橋区〇〇△丁目×番		86.50㎡	300,000																																				
有価証券	上場株式等	〇〇株式会社	令和 04 年 10 月 16 日																																					
	千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店		5,000株	290																																				
相続時精算課税	財産の価額の合計額 (課税価格) <span style="float: right;">②6</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27400000</span>																																							
課税	特別控除額の計算 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円) <span style="float: right;">②7</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25000000</span>																																							
	特別控除額の残額 (2,500万円-②7) <span style="float: right;">②8</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25000000</span>																																							
	特別控除額 (②6の金額と②8の金額のいずれか低い金額) <span style="float: right;">②9</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25000000</span>																																							
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-②9) <span style="float: right;">③0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00000000</span>																																							
税	②9の控除後の課税価格 (②6-②9) 【1,000円未満切捨て】 <span style="float: right;">③1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">24000000</span>																																							
	③1に対する税額 (③1×20%) <span style="float: right;">③2</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">48000000</span>																																							
	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) <span style="float: right;">③3</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00000000</span>																																							
分	差引税額 (③2-③3) <span style="float: right;">③4</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">48000000</span>																																							
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>申告した税務署名</th> <th>控除を受けた年分</th> <th>受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>署</td> <td>平成 年分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>署</td> <td>令和 年分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>署</td> <td>平成 年分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>署</td> <td>令和 年分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)	署	平成 年分		署	令和 年分		署	平成 年分		署	令和 年分																								
申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)																																						
署	平成 年分																																							
署	令和 年分																																							
署	平成 年分																																							
署	令和 年分																																							

第二表 (令和4年分以降用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

*	税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号	-	
		財産細目コード		確認		

\* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (令4.12)

相続時精算課税

「相続時精算課税選択届出書」については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードすることができます。

【掲載場所】 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>確定申告等情報>贈与税>令和4年分贈与税の申告書等の様式一覧>25\_相続時精算課税選択届出書（令和2年分以降用）

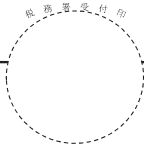
## 相続時精算課税選択届出書

（令和2年分以降用）

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

令和4年中に特定贈与者（2ページの2（注2）参照）の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

相続時精算課税

 令和 5 年 2 月 24 日 板橋 税務署長	受贈者	住所 又は 居所	〒xxxx-xxxx 電話 ( xxx - xxx - xxxx ) 板橋区〇〇△丁目×番×号
		フリガナ	オツザワ ハナコ
		氏名 (生年月日)	乙沢 花子 (大・昭・平 61 年 8 月 28 日)
		特定贈与者との続柄	孫
私は、下記の特定贈与者から令和 4 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。			
記			
1 特定贈与者に関する事項			
住所 又は居所		豊島区〇〇△丁目△番△号	
フリガナ		オツザワ ヨウコ	
氏名		乙沢 陽子	
生年月日		明・大・昭・平 13 年 1 月 10 日	
2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合			
推定相続人又は孫となった理由			
推定相続人又は孫となった年月日		令和 年 月 日	
(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。			
3 添付書類			
次の書類が必要となります。			
なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。			
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)			
<input checked="" type="checkbox"/> 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類			
(1) 受贈者の氏名、生年月日			
(2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること			
(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。			
2 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式会社等の取得をしたことを証する書類」となります。			
(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)			
作成税理士		電話番号	

※ 税務署整理欄 届出番号 ー 名簿 確認  
 ※欄には記入しないでください。(資5-42-A4統一)(令4.12)

### Q & A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問： 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答： 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

## 令和4年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和4年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和37年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成16年1月2日以前（令和4年3月31日以前の贈与については、平成14年1月2日以前）に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ

(注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和37年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和4年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」（47ページ又は49ページ参照）を使用してください。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（※）又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（※）の適用を受ける場合は、3の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』のチェックシート」又は「『個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除』のチェックシート」（※）を併せて使用してください。

※ 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

## 相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税（58ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合（54ページの（ロ）の（注2）参照）には、相続時精算課税選択届出書に次の書類（贈与を受けた日以後に作成されたものに限りません。）を添付して提出しなければなりません。

### 添付書類

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注) 1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照）の適用を受ける場合（受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。）は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照）の適用を受ける場合（受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。）は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

### Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。

【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父から現金1,500万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅(58ページ参照)であり、令和4年中に完成し居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税(注1)を適用し、「特例税率」(注2)を適用して暦年課税により申告します(注3)。

なお、私は、父(札幌太郎)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

- (注) 1 特例の概要については58ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については43ページ及び44ページの㉠-1を参照してください。  
 2 「特例税率」については、51ページを参照してください。  
 3 住宅取得等資金の非課税適用後の残額(課税価格に算入される金額)について、暦年課税ではなく、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(58ページ参照)を適用する場合には、47ページ及び48ページの㉡-1の「チェックシート」及び「添付書類」も参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、40ページへ

※ 非課税の適用要件チェック(その1) 画面へのアクセス方法については5~7ページを参照してください。

1 非課税の適用要件チェック(その1) 画面で、  
住宅取得等資金の非課税についての適用要件をチェックします。

非課税の適用要件チェック(その1) 当画面の入力例

※ このチェックは住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例における適用要件チェックを兼ねています(下記2の項目1から項目3を除きます。)

1 資金の使途について選択してください。  
 【必須】  
 住宅用の家屋の新築若しくは取得をしましたか、又は既に居住している家屋の増改築等を行いましたか。  
 新築又は取得  増改築等

2 特例適用要件チェック  
 ※ 既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方(「災害に関する税制上の措置」の適用を受ける方を除きます。)は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックしてください。  
 特例適用要件確認済として次へ

● 「受贈者」に関する事項

質問	チェック
1 あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
2 あなたの令和4年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下(新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下)ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
3 あなたは、平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	<input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> はい

● 「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

4 新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
5 令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)又は取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金額をその対価に充てましたか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
6 令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 <small>(注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建築物として認められる時の状態をいいます。                  2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和5年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。                  3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。)ことにならぬ場合は、この特例の適用を受けることはできません。</small>	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
7 新築又は取得した住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 <small>※ 新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)を入力してください。</small>	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ [相対的] 125.60 ㎡

● 住宅用の家屋の取得のための金銭の贈与を受けた方  
 【住宅用の家屋の「取得」をした人のみチェックしてください。】  
 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。  
 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋  
 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和7年1月1日以後に建築されたもの  
 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして「耐震基準適合証明書」などにより証明されたもの  
 ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記①及び②のいずれにも該当しないものに限り)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき「建築物の耐震改修の計画の認定申請書」などの申請書に基づき、都道府県知事等に申請をし、令和5年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、「耐震基準適合証明書」などの証明書等により証明されたもの

● 「あなたの居住」に関する事項

8 贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか。 <small>(注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を選んではください。</small>	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
9 あなたは、既に新築又は取得した住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合は、令和5年12月31日までに連続してその家屋に居住する見込みですか。)	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

操作ボタン: < 戻る | 入力内容をクリア | **入力終了(次へ) >**

住宅取得等資金の使途について、「新築又は取得」又は「増改築等」のどちらかを選択してください。

既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックし、次の画面に進んでください。以降の質問事項のチェックを省略することができます。  
 ※ 「災害に関する税制上の措置」の適用を受ける方は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックせず、特例適用要件の確認を行ってください。

特例適用要件を確認済でない場合は、質問事項について「はい」又は「いいえ」を選択してください。

入力が終わったら、「入力終了(次へ) >」をクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税

## ② 非課税の適用要件チェック (その2) 画面で、適用要件をチェックします。

非課税の適用要件チェック(その2) 当画面の入力例

1 住宅の種類についての入力

あなたが新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅に該当しますか? **はい**  いいえ

2 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出についての入力

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日及び提出先税務署名を選択してください。

(1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 [令和] [4] 年 [2] 月 [21] 日

(2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した税務署 都道府県: [北海道] 税務署名: [札幌中]

< 戻る  入力内容をクリア  **入力終了(次へ) >**

贈与を受けた住宅取得等資金で、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する場合は「はい」を、該当しない場合は「いいえ」を選択してください。

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日等の入力をしてください。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

## ③ 非課税の適用を受ける財産の入力 画面で、贈与者の氏名、住所、生年月日などを入力します。

非課税の適用を受ける財産の入力 (省エネ等住宅 住宅資金非課税限度額 1,000万円) 当画面の入力例

他の贈与者から受けた贈与についても住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、「取得財産の入力」画面又は後に表示される「取得財産の入力(非課税)」画面の「贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する」ボタンから入力してください。入力方法、用語等について分かりにくい部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

1 贈与者(財産をあげた方)を選択又は入力してください。

● 新たに贈与者を入力する

(1) 贈与者の氏名 フリガナ  (必須)

(2) 贈与者の氏名 漢字  (必須)

(3) 贈与者の住所  (必須)

(4) 贈与者の生年月日 [昭和] [23] 年 [5] 月 [10] 日 (必須)

(5) 贈与者の続柄 [父] (必須)

2-1 財産を取得した日、金額等を入力してください。(1回目)

(1) 財産を贈与により取得した日 [令和] [4] 年 [9] 月 [18] 日 (必須)

(2) 財産の所在地  (必須)

(3) 住宅取得等資金の金額 [000000] 円 (必須) 10,000,000 円

3 登記事項証明書の添付を省略する場合は、不動産番号等を入力してください。

(1) 又は(2)のどちらかを入力してください。 ※ (1)と(2)の両方を入力することもできます。

【1件目】

(1) 不動産の種類 土地  建物  (必須)

(2) 不動産番号  (必須)

【2件目】

(1) 不動産の種類 土地  建物  (必須)

(2) 不動産番号  (必須)

【3件目】

(1) 不動産の種類 土地  建物  (必須)

(2) 不動産番号  (必須)

4 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を入力してください。

○ 住宅資金非課税限度額は 10,000,000 円です。

非課税の適用を受ける金額(最高1,000万円)  10,000,000 円 (必須)

< 戻る  入力内容をクリア  **入力終了(次へ) >**

②の画面で入力した住宅の種類に応じて非課税限度額が異なります。この事例では、住宅の種類は省エネ等住宅に該当することから、非課税限度額は1,000万円です。

贈与者(財産をあげた方)の氏名(フリガナ・漢字)、住所、生年月日及び続柄を入力(選択)してください。

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。財産の所在地には、預貯金の場合は金融機関の名称、支店名、所在地等を入力し、現金の場合には贈与者の住所を入力してください。なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスにチェックします。

住宅取得等資金の金額を入力してください。

登記事項証明書の添付を省略する場合には、不動産の種類別にチェックを入れて、不動産番号等を入力してください。

贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について非課税の適用を受ける金額を入力してください。この事例では1,000万円が限度となります。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税

#### 4 課税制度選択 画面で、適用する課税制度をクリックします。

**課税制度選択**

取得した財産の金額について、住宅取得等資金の非課税適用後の残額がありますので、適用する課税制度を選択してください。  
なお、今回の贈与者から令和3年分以前の年分に贈与により取得した財産について「相続時精算課税」の適用を受けている方は、「相続時精算課税」のボタンをクリックしてください。

**暦年課税** ← 暦年課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

**相続時精算課税** ← 相続時精算課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

< 戻る

入力を行った贈与者ごとに、住宅取得等資金の非課税適用後の残額（課税価格に算入される金額）について課税制度を選択します。  
この事例では **暦年課税** を選択しますが、相続時精算課税を適用する場合には **相続時精算課税** をクリックしてください。

今回の贈与者から令和3年分以前の年分に贈与により取得した財産について、相続時精算課税の適用を受けている方は、暦年課税の適用ができませんので **相続時精算課税** をクリックしてください。

#### 5 取得財産の入力（非課税） 画面で、入力内容を確認します。

**取得財産の入力(非課税)**

当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額 選択した課税制度	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	15,000,000円	10,000,000円	5,000,000円 暦年課税	修正	削除

贈与者（非課税の適用を受ける財産）を追加する ← 他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合には、左のボタンをクリックしてください。

< 戻る (適用条件チェックへ)      **入力終了(次へ)>**

③及び④の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。  
なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合は、**贈与者（非課税の適用を受ける財産）を追加する** をクリックし、③の画面において「新たに贈与者を入力する」を選択した上で、同様に入力してください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ)>** をクリックしてください。

#### 6 取得財産の入力 画面で、非課税の適用を受ける財産以外の財産がある場合は、追加で入力します。

**取得財産の入力**

当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することを勧めます。  
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額 選択した課税制度	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	15,000,000円	10,000,000円	5,000,000円 暦年課税	修正	削除

**贈与者を追加する** ← 他項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

**配偶者控除の適用を受ける財産** (配偶者控除額 最高 2,000万円) ← **配偶者控除の特例**(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

**相続時精算課税の適用を受ける財産** (特別控除額 最高 2,500万円) ← **相続時精算課税**の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与後の申告書を申告書の提出期限内に提出した場合に限り控除することができます。

< 戻る (提出方法の選択等へ)      ここまでの入力内容を保存する      **入力終了(次へ)>**

一般の贈与（暦年課税）の財産を入力する場合には、**贈与者を追加する** をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例（58ページ参照）の適用を受ける財産を追加入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産** (配偶者控除額 最高 2,000万円) をクリックします。

なお、不動産番号を入力して登記事項証明書の添付を省略する場合には、併せてチェックボックスにチェックします。

相続時精算課税（53ページ参照）の適用を受ける財産を追加入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産** (特別控除額 最高 2,500万円) をクリックします。

確認が終わったら、**入力終了(次へ)>** をクリックしてください。



## 7 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

**贈与税額計算結果表示**

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。  
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細		財産を取得した年月日
種類 / 細目 / 利用区分 / 銘柄等		財産の価額
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 住宅取得等資金		令和4年9月18日
		5,000,000円
		円
特例贈与財産の価額の合計額	(1)	5,000,000円
		円
		円
一般贈与財産の価額の合計額	(2)	円
配偶者控除額	(3)	円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4)	5,000,000円
基礎控除額	(5)	1,100,000円
(5)の控除後の課税価格	(6)	3,900,000円
(6)に対する税額	(7)	485,000円
外国税額の控除額	(8)	円
医療法人持分税額控除額	(9)	円
差引税額	(10)	485,000円
相対時精算課税分		
相対時精算課税分の課税価格の合計額	(11)	円
相対時精算課税分の差引税額の合計額	(12)	円
課税価格の合計額	(13)	5,000,000円
差引税額の合計額	(14)	485,000円
農地等納税猶予税額	(15)	円
株式等納税猶予税額	(16)	円
特例株式等納税猶予税額	(17)	円
医療法人持分納税猶予税額	(18)	円
事業用資産納税猶予税額	(19)	円
申告期限までに納付すべき税額	(20)	485,000円

あなたが令和5年3月15日(水)までに納付すべき令和4年分の贈与税額は  
485,000円です。

[戻る](#) [ここまでの入力内容を保存する](#) [入力終了\(次へ\) >](#)

住宅取得等資金の非課税の適用後の残額について選択した課税制度に基づく計算結果が表示されているか確認してください。  
 この事例では暦年課税を適用し、特例税率を適用して計算した贈与税額が表示されます。

**計算結果の確認** をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

**住宅取得等資金の非課税の計算結果を見る** をクリックすると、住宅取得等資金の非課税の計算明細書を確認することができます。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

**ご注意ください**  
 贈与税額が0円であっても、  
**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、期限内申告が必要です。**

住宅取得等資金の非課税

## 8 住所・氏名等の入力 画面で、住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。（18ページ参照）

画面の案内に沿って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署等に提出してください（2ページ参照）。

○ 手書きで作成する場合

札幌中 税務署長 令和04年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) (兼贈与税の額の計算明細書) 修正 F D 4 7 5 1

提出用

住所	〒×××-×××× (電話 ××× - ××× - ××××)		整理番号	名簿	名簿
フリガナ	サッポロ シロウ		補完	事務	確認
氏名	札幌 史郎		申告書提出年月日	短期処理	修正枚数
個人番号又は法人番号	××××××××××××××××		災害等延長年月日	訂正作業	
生年月日	3	5	3	0	8
職業	会社員		出国年月日		
			死亡年月日		

第一表 (令和4年分以降用)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

i 特例贈与財産分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細	申告書第一表の二のとおり	令和04年09月18日
	住所: サッポロ タロウ	現金・預貯金等	5000000	
ii 一般贈与財産分	住所	取得した財産の明細		
	住所	取得した財産の明細		
特例贈与と財産の価額の合計額(課税価格)		①	5000000	

転記します。(注)④又は⑫が0の場合には「I 暦年課税分」に記入する必要はありません。

ii 一般贈与財産分	住所	取得した財産の明細		
住所	取得した財産の明細			
一般贈与と財産の価額の合計額(課税価格)		②		
配偶者控除額(右の事実該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高2,000万円)		③		

【合計欄】(単位:円)		暦年課税分(③の控除後の課税価格)	
④	5000000	⑬	5000000
⑤	1100000	⑭	485000
⑥	3900000	⑮	00
⑦	485000	⑯	00
⑧		⑰	00
⑨		⑱	00
⑩	485000	⑲	00
⑪		⑳	485000
⑫		㉑	00
I 暦年課税分		㉒	00
II 相続時精算課税分		㉓	00
		㉔	00
		㉕	00

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、60、61ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」をご活用ください。

住宅取得等資金の非課税

④欄の税額の計算方法等については、申告書第一表(兼用)の裏面に記載されています。

相続時精算課税分

(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法曹副提出 通信日付印

30条 33条の2

確認

税務署整理欄(記入しないでください。) 義務的修正期限 年 月 日 (資5-10-1-1-A-4統一)(令4.12)

令和4年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

修正

FD4748

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額は58ページを参照してください。

種別、所在及び地番(家屋番号)又は不動産番号を記入することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます(44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.7・8・9」の①(注3)参照)。

住宅取得等資金の非課税

提出用

受贈者の氏名		札幌 史郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	令和04年09月18日 15000000	
フリガナ サツボ ロタロウ			
氏名 札幌 太郎	続柄 1 ← 父 ①、母 ②、祖父 ③、祖母 ④、上記以外 ⑤ ⑤の欄に記入します	令和 年 月 日	
生年月日 3230510			
↑ 明治 ①、大正 ②、昭和 ③、平成 ④	住宅取得等資金の合計額	35 15000000	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所		令和 年 月 日	
フリガナ			
氏名	続柄 ← 父 ①、母 ②、祖父 ③、祖母 ④、上記以外 ⑤ ⑤の欄に記入します	令和 年 月 日	
生年月日			
↑ 明治 ①、大正 ②、昭和 ③、平成 ④	住宅取得等資金の合計額	36	
住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2)		37 10000000	
35のうち非課税の適用を受ける金額		38 10000000	
36のうち非課税の適用を受ける金額		39	
非課税の適用を受ける金額の合計額(38+39) (37の金額を限度とします。)		40 10000000	
35のうち課税価格に算入される金額(35-38) (35に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		41 5000000	
36のうち課税価格に算入される金額(36-39) (36に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		42	
新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。			
不動産番号等の明細	不動産の種別	所在	不動産番号
<input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	所在は <input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	札幌市中央区△△条△丁目×番	△△△△△××××△△△△
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	所在は <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	札幌市中央区△△条△丁目×番地(家屋番号□番□)	△△△△△××××△△△△

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和4年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません)。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	5・2・24	提出した税務署	札幌中	税務署
----------------------------	--------	---------	-----	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認

\* 欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(令4.12)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。  
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。  
 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)  
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額  
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

これらの事例のほか、

- 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例を適用する場合
- 農地等についての贈与税の納税猶予及び免除を適用する場合
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合

に関する申告書の作成例や提出書類のチェックシートなどを国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

<令和4年分用>

○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。また、震災に係る住宅取得等資金の非課税を適用する場合には、「㊦震災に係る住宅取得等資金の非課税」の「チェックシート」及び「添付書類」を使用します。おって、㊣及び㊧のチェックシートは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

「㊣住宅取得等資金の非課税」の概要については58ページを、「㊦住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の概要については58ページを、「㊧震災に係る住宅取得等資金の非課税」の概要については59ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類 住宅用の家屋の取得等の態様	㊣ 住宅取得等資金の非課税	㊣ ㊣の適用に係る災害に関する税制上の措置	㊦ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例	㊣ ㊦の適用に係る災害に関する税制上の措置
	〔非課税限度額については、58ページを参照してください。〕	〔下の※を参照してください。〕	〔贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例です。〕	〔下の※を参照してください。〕
新築 〔請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕	㊣-1 (43ページ)	㊣-1 (43ページ) + ㊣-1	㊦-1 (47ページ)	㊦-1 (47ページ) + ㊣-1
取得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕				
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕	㊣-2 (45ページ)	㊣-2 (45ページ) + ㊣-2	㊦-2 (49ページ)	㊦-2 (49ページ) + ㊣-2

- (注) 1 「新築」には、令和5年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和5年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。
- 3 「増改築等」には、令和5年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 4 「㊣住宅取得等資金の非課税」又は「㊧震災に係る住宅取得等資金の非課税」と「㊦住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。

※ 「㊣住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の概要

「㊣住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の①若しくは②に該当することとなった場合又は「㊦住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」若しくは「㊧震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の②に該当することとなった場合には、各特例の適用要件が一部緩和されます。

- ① 平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
- ② 令和4年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
  - イ 令和5年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等ができなかった場合
  - ロ 令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

## 令和4年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート A-1 **新築又は取得用**

このチェックシートは、令和4年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和4年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート◎-1**新築又は取得用**」（以下「チェックシート◎-1」といいます。）を併せてご使用ください。なお、「チェックシート◎-1」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

① 平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合

② 令和4年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合

イ 令和5年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合

ロ 令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

※1 上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシート◎-1で確認してください。

※2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項」の「取得をした」を「取得をする」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「『No.12』に掲げる書類により証明されたもの」を「『No.12』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○  
で囲んでください

### ○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成16年1月2日以前（令和4年3月31日以前の贈与については、平成14年1月2日以前）に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和4年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下（新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下）ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

### ○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものです。	いいえ	はい
6	令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和5年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものです。	はい	いいえ
9	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限り)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和5年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

### ○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか <sup>(注)</sup> 。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページ【 <a href="https://www.nta.go.jp">https://www.nta.go.jp</a> 】のタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	はい	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和5年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

### ○「非課税限度額」に関する事項

12	新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（次の省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。 ①断熱等性能等級4以上 ②一次エネルギー消費量等級4以上 ③耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上	<b>【非課税限度額】</b>	
		はい⇒1,000万円 (省エネ等住宅)	
		いいえ⇒500万円 (上記以外の住宅)	

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、令和4年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～12」は、43ページのチェックシートA-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ <b>受贈者の戸籍の謄本</b> などで、次の内容を証する書類	<input type="checkbox"/>
2	① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	
3	○ <b>源泉徴収票</b> など令和4年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。（注）添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋の <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b> や <b>売買契約書の写し</b> など、新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 （注）上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

【令和5年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】

① **住宅用の家屋に関する登記事項証明書**

- （注）1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び昭和57年1月1日以後に建築されたものであることが明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。  
2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。  
3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。

② 次に掲げる**いずれか**の書類（取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の③に該当する場合のみ必要となります。）

a	<b>耐震基準適合証明書</b>
b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>
c	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>

- （注）1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、  
2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、  
3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前2年以内に締結されたものに限り。

③ 次に掲げる**いずれか**の申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の④に該当する場合のみ必要となります。）

	申請書等	証明書等
a	<b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>
b	<b>耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>
c	<b>建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</b>	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>
d	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b>	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>

- （注）1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、証明書等は、令和5年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り。  
2 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り。

【令和5年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】

① **新築に係る工事の請負契約書の写し**などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類

② **新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類**（工事の完了予定年月の記載があるものに限り）

③ **新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類**

○「受贈者の居住」に関する事項

11	【令和5年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

12	<p>【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】</p> <p>【令和5年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>○ 次のaからeの<b>いずれか</b>の書類</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>a</td> <td colspan="2"><b>住宅性能証明書（※1）</b></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td colspan="2"><b>建設住宅性能評価書の写し（※1）</b></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td colspan="2"><b>住宅省エネルギー性能証明書（※2）</b></td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>①及び②の両方の書類（※3）</td> <td>① <b>長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の写し（※4）</b> ② <b>住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※5）又は認定長期優良住宅建築証明書</b></td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>①及び②の両方の書類</td> <td>① <b>低炭素建築物新築等計画の（変更）認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※5）又は認定低炭素住宅建築証明書</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の前2年以内又は取得の日以後に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限り。 ※2 次の家屋の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに限り。 (1) 新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋 令和5年3月31日まで（注）に、その証明のための家屋の調査が終了したもの (2) 建築後使用されたことのある住宅用の家屋 その取得の前2年以内又は令和5年3月31日まで（令和4年10月1日以後にその家屋の取得をする場合にあっては、取得の日以後6か月以内）（注）に、その証明のための家屋の調査が終了したもの （注）令和5年4月1日以後に居住の用に供される家屋の場合は、(1)で「令和5年3月31日まで」とあるのは「その家屋の取得の前」と、(2)で「その取得の前2年以内又は令和5年3月31日まで（令和4年10月1日以後にその家屋の取得をする場合にあっては、取得の日以後6か月以内）」とあるのは「その取得の前2年以内又は取得の日以後6か月以内」となります。 ※3 長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の区分が「既存」である場合は、②の書類を除きます。 ※4 認定に基づく地位の承継があった場合には、地位の承継の承認通知書の写しも必要です。 ※5 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、住宅用家屋証明書（若しくはその写し）を除きます。 ○ 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。</p>	a	<b>住宅性能証明書（※1）</b>		b	<b>建設住宅性能評価書の写し（※1）</b>		c	<b>住宅省エネルギー性能証明書（※2）</b>		d	①及び②の両方の書類（※3）	① <b>長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の写し（※4）</b> ② <b>住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※5）又は認定長期優良住宅建築証明書</b>	e	①及び②の両方の書類	① <b>低炭素建築物新築等計画の（変更）認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※5）又は認定低炭素住宅建築証明書</b>	<p>【令和5年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>○ <b>新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</b></p>	<input type="checkbox"/>
a	<b>住宅性能証明書（※1）</b>																	
b	<b>建設住宅性能評価書の写し（※1）</b>																	
c	<b>住宅省エネルギー性能証明書（※2）</b>																	
d	①及び②の両方の書類（※3）	① <b>長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の写し（※4）</b> ② <b>住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※5）又は認定長期優良住宅建築証明書</b>																
e	①及び②の両方の書類	① <b>低炭素建築物新築等計画の（変更）認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書（若しくはその写し）（※5）又は認定低炭素住宅建築証明書</b>																

令和 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

令和4年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-2 増改築等用**

このチェックシートは、令和4年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「13」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和4年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート◎-2（増改築等用）」（以下「チェックシート◎-2」といいます。）を併せてご使用ください。なお、「チェックシート◎-2」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

- ① 平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
- ② 令和4年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
  - イ 令和5年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
  - ロ 令和5年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合
    - ※1 上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシート◎-2で確認してください。
    - ※2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「『No.13』に掲げる書類により証明されたもの」を「『No.13』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成16年1月2日以前（令和4年3月31日以前の贈与については、平成14年1月2日以前）に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和4年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下（増改築等をした後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下）ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和5年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和5年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 （注）「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、46ページの「添付書類一覧(A-2)」の「No.9」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 （注）日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページ【 <a href="https://www.nta.go.jp">https://www.nta.go.jp</a> 】のタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	はい	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和5年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（次の省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、46ページの「添付書類一覧(A-2)」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】	
	①断熱等性能等級4以上 ②一次エネルギー消費量等級4以上 ③耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上	はい⇒1,000万円 （省エネ等住宅）	いいえ⇒500万円 （上記以外の住宅）

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和4年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、令和4年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～13」は、45ページのチェックシートA-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1 2	○ <b>受贈者の戸籍の謄本</b> などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ <b>源泉徴収票</b> など令和4年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から令和3年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。（注）添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋の <b>増改築等に係る工事の請負契約書の写し</b> など、増改築等に係る工事の契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>						
7 8	<p>【令和5年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ <b>住宅用の家屋に関する登記事項証明書</b>                      (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。                      2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。                      3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。</p>	<input type="checkbox"/>						
9	<p>【令和5年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 次に掲げる<b>いずれか</b>の書類  <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>a</td><td>確認済証の写し</td></tr> <tr><td>b</td><td>検査済証の写し</td></tr> <tr><td>c</td><td>増改築等工事証明書（注）</td></tr> </table>                     (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったりリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。</p>	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書（注）	<input type="checkbox"/>
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書（注）							
10	<p>【令和5年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ <b>増改築等に係る工事の請負契約書の写し</b>などでその増改築等に係る工事が完了した年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの</p>	<input type="checkbox"/>						

○「受贈者の居住」に関する事項

12	<p>【令和5年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類                      ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

13	<p>【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】</p> <p>【令和5年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 次に掲げる<b>いずれか</b>の書類  <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>a</td><td>住宅性能証明書</td></tr> <tr><td>b</td><td>建設住宅性能評価書の写し</td></tr> <tr><td>c</td><td>増改築等工事証明書</td></tr> </table>                     (注) 「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限ります。                      ○ 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。</p>	a	住宅性能証明書	b	建設住宅性能評価書の写し	c	増改築等工事証明書	<input type="checkbox"/>
a	住宅性能証明書							
b	建設住宅性能評価書の写し							
c	増改築等工事証明書							

令和 年 月 日  
 受贈者の住所： \_\_\_\_\_ フリガナ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_



令和4年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート **㊦-1 新築又は取得用**

このチェックシートは、令和4年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和4年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート㊦-1 新築又は取得用」を併せてご使用ください。なお、「チェックシート㊦-1」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

- ① 令和5年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
- ② 令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※ 上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成16年1月2日以前（令和4年3月31日以前の贈与については、平成14年1月2日以前）に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和5年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 （注）1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和5年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 （参考）「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240㎡以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして48ページの「添付書類一覧㊦-1」の「No.5・6・7」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき48ページの「添付書類一覧㊦-1」の「No.5・6・7」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和5年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、48ページの「添付書類一覧㊦-1」の「No.5・6・7」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 （注）日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページ【 <a href="https://www.nta.go.jp">https://www.nta.go.jp</a> 】のタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。	はい	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和5年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和4年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 ㊟-1 **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、令和4年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No.1～9」は、47ページのチェックシート㊟-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ <b>受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本</b> などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b> や <b>売買契約書の写し</b> など、新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

【令和5年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】

① **住宅用の家屋に関する登記事項証明書**

- (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び昭和57年1月1日以後に建築されたものであることが明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。  
2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取付したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。  
3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。

② 次に掲げる**いずれか**の書類（取得した家屋が、チェックシート㊟-1の「7」の③に該当する場合のみ必要となります。）

a	<b>耐震基準適合証明書</b>
b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>
c	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>

- (注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、  
2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、  
3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前2年以内に締結されたものに限り。

③ 次に掲げる**いずれか**の申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシート㊟-1の「7」の④に該当する場合のみ必要となります。）

	申請書等	証明書等
a	<b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>
b	<b>耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>
c	<b>建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</b>	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>
d	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b>	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>

- (注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、  
2 証明書等は、令和5年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り、  
3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り。

【令和5年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】

① **新築に係る工事の請負契約書の写し**などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類

② **新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類**（工事の完了予定年月の記載があるものに限り。）

③ **新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類**

○「受贈者の居住」に関する事項

9	【令和5年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

◎ **その他に必要な添付書類**

10	○ <b>相続時精算課税選択届出書</b>	<input type="checkbox"/>
----	-----------------------	--------------------------

令和 年 月 日

受贈者の住所： \_\_\_\_\_ フリガナ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_

このチェックシートは、令和4年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和4年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート㊦-2増改築等用」を併せてご使用ください。なお、「チェックシート㊦-2」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

- ① 令和5年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
- ② 令和5年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※ 上記①に該当する人は、「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に代えて確認してください。

該当する回答を○  
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成16年1月2日以前（令和4年3月31日以前の贈与については、平成14年1月2日以前）に生まれた人ですか。	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
4	令和5年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
5	令和5年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は40㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240㎡以下）がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、50ページの「添付書類一覧㊦-2」の「No.7」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 <small>(注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの人の概要については国税庁ホームページ【<a href="https://www.nta.go.jp">https://www.nta.go.jp</a>】のタックスアンサー「No.4432 受贈者が外国に居住しているとき」をご覧ください。</small>	は い	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和5年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	は い	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、令和4年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No.1～10」は、49ページのチェックシート⑤-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類	<input type="checkbox"/>
2	① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなど増改築等に係る契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>						
5 6	<p><b>【令和5年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</b></p> <p>○ <b>住宅用の家屋に関する登記事項証明書</b>                      (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。                      2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。                      3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。</p>	<input type="checkbox"/>						
7	<p><b>【令和5年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】</b></p> <p>① 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類                      ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限りです。）                      ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>							
7	<p><b>【令和5年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</b></p> <p>○ 次に掲げる<b>いずれか</b>の書類</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>a</td> <td>確認済証の写し</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>検査済証の写し</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>増改築等工事証明書（注）</td> </tr> </table> <p>(注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。</p>	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書（注）	<input type="checkbox"/>
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書（注）							
8	<p><b>【令和5年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</b></p> <p>○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの</p>	<input type="checkbox"/>						
	<p><b>【令和5年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】</b></p> <p>○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>							

○「受贈者の居住」に関する事項

10	<p><b>【令和5年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】</b></p> <p>① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類                      ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

11	○ 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
----	----------------	--------------------------

令和 年 月 日  
 受贈者の住所： \_\_\_\_\_ フリガナ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_